3　「(8)のうち接待飲食費の額　(9)」の各欄は、平成26年4月1日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。この場合において、(2)の欄には、「0」と記載すること。

別表十五の二の表を次のように改める。

別表十五の二　交際費等の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤)×50/100	2				
中小連結法人の定額控除限度額 ((1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額)	3		損金不算入額 (1)－(4)	5	

法人名						計
科目		①	②	③	④	⑤
交際費	6	円	円	円	円	
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
支出額の合計額	18					円
交際費等の額から控除される費用の額の合計額	19					
差引交際費等の額 (18)－(19)	20					
同上のうち接待飲食費の額	21					
個別帰属損金不算入額 支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合 (20)－(21)×50/100	22					
個別帰属損金不算入額 同上以外の場合 (5)×((20の①)、(20の②)、(20の③)又は(20の④))/(20の⑤)	23					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

「支出接待飲食費損金算入基準額
(9の計)×50/100
」